

特別支援学校介護等体験実施要項

宮崎県教育委員会

1 目 的

特別支援学校において実施する「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)により義務付けられた介護等体験の取扱いに関して必要な事項を定め、本県の特別支援学校における介護等体験の適正な運営を図る。

2 介護等体験の実施期間

毎年度6月から翌年3月までとする。

3 介護等体験の実施校

特別支援学校17校(分校4校を含む)

4 介護等体験の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者のうち、本県出身者及び本県内の大学の在学者に限る。

5 介護等体験の内容等

(1) 介護等体験の内容

幼児児童生徒に対する介護、介助のほか、話し相手、散歩の付き添い等の交流、掃除、洗濯等の学校の職員が行う業務の補助。

(2) 介護等体験の受入日数

原則として2日間とする。

ただし、新型コロナウイルスへの感染症等により受入れ困難な社会福祉施設等があることを鑑み、大学等と相談の上、受入日数を増やすことも差し支えない。

【「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について(令和6年10月23日付け事務連絡文部科学省総合教育政策局周知)」より】

6 介護等体験の実施手続等

(1) 大学等は、希望する特別支援学校に事前に連絡した上で、「介護等体験申込書」(別記様式1)に介護等体験を希望する学生(以下「希望学生」という。)の「介護等体験希望調書」(別記様式2)を添えて、介護等体験の実施校の校長(以下「実施学校長」という。)に5月末日までに提出する。

- (2) 実施学校長は、大学等から提出された「介護等体験申込書」(別記様式1)及び「介護等体験希望調書」(別記様式2)に基づき受入れの可否を決定し、当該大学等に「介護等体験の受入決定について(通知)」(別記様式3)により回答する。

7 介護等体験の経費

給食費等の介護等体験に必要な経費は、実施学校長が希望学生から徴収する。

8 留意事項

(1) 大学等

ア 介護等体験の事前指導に当たっては、実施校と事前打合せを行い、「介護等体験の目的・内容」のほか、「適切な服装・言動、幼児児童生徒のプライバシー保護等」についての指導を徹底すること。

イ 介護等体験に伴い、想定される事故等に対応した保険については、希望学生に加入を義務付けさせること。

ウ 実施校の幼児児童生徒の健康管理のため、希望学生について十分な健康管理の指導を行うこと。特に、感染症対策について事前の健康観察や行動等、十分に指導を行うこと。

エ 介護等体験終了の証明書は、希望学生に持参させるか、事前に実施学校長へ送付すること。

(2) 特別支援学校

ア 受入決定は、実施学校長が行うものとし、実施時期等について調整の必要がある場合は、実施学校長が行う。

イ 何らかの理由により希望学生が介護等体験の継続が困難であると実施学校長が判断した場合、その理由を大学等へ通知し、中止することができる。

- (3) 大学等及び特別支援学校は、「介護等体験」が円滑に運営できるように連携・協力すること。

附 則

本要項については、平成27年7月16日より施行する。

本要項については、令和7年2月12日より施行する。

本要項については、令和8年1月1日より施行する。

本要項については、令和9年1月1日より施行する。